

山梨県いじめの防止等のための基本的な方針の概要

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）制定の意義

学校は、いじめの問題へ組織的に対応すること。

子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」等の意識を持ち、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要である。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、様々な様態があり、その防止等の対策は、学校の内外を問わず行う。また、いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童生徒に十分に理解させるとともに、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服を行う。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 いじめに関する基本的認識

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

一方、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を作成する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

県は、基本方針の策定から3年を目途として、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

県は、市町村における、いじめの防止等のための取組に対して、必要な指導・援助を行う。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために県が実施すべき施策

(1) いじめの防止等の組織づくり ①②③は条例で設置

- ① 山梨県いじめ問題対策連絡協議会（仮称）
 - ・ 本県におけるいじめの防止等に関する機関や団体と連携及び情報共有を図る。
- ② 山梨県立学校いじめ問題対策委員会（仮称）
 - ・ 県立学校がいじめ事案を扱う県教委の附属機関
- ③ 山梨県いじめ問題調査会（仮称）
 - ・ 知事の指示により再調査を行う機関

(2) いじめの防止等の施策

- ① いじめの未然防止のための対策
 - ・ 道徳教育等の充実、自主的自治的な能力等の育成
- ② いじめの早期発見のための対策
 - ・ いじめ実態アンケートの実施、教育相談等の実施
- ③ 関係機関等との連携強化
- ④ 教職員の資質向上
 - ・ 教職員対象の研修会の充実
- ⑤ 相談支援体制の充実
 - ・ 心理、福祉等に関する専門的知識を有する者を派遣する制度の充実等
- ⑥ いじめの防止等のための対策の調査研究等の推進
- ⑦ ネット上のいじめへの対策
 - ・ 実態把握、対応策の周知、関係機関との連携
- ⑧ 啓発活動等の実施
 - ・ いじめが心身に及ぼす影響、防止の重要性等

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) いじめ防止基本方針の策定

・ いじめの防止等についての基本的な方向や、取組の内容等を定め、学校のホームページなどで公開する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

・ いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織を置く。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置（例）

・ 「いじめ問題にどのように取り組むか」、そのために「教職員は何をするのか」「保護者や地域はどう協力するのか」等を具体的に示す。

① いじめの防止

- ・ 心が通じ合うコミュニケーション能力を育む。
- ・ 規律正しい態度で主体的に授業や行事に参加させる。
- ・ ひとり一人が活躍できるような授業や集団活動を行う。
- ・ 互いを認め合える人間関係や学校風土をつくる。

② 早期発見

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ・ 児童生徒との信頼関係構築に努めると共に、その変化に気を配る。

③ いじめに対する措置

- ・ いじめが発見された場合は、速やかに教職員全員の共通理解を図り、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携の下で取り組む。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携して対処する。

3 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

重大事態発生時は、同種の事態の発生防止のために、適切な方法で事実関係を明確にする調査を実施し、被害者にその情報を提供する。

※重大事態とは、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合」や「いじめが原因で長期間欠席を余儀なくされた場合」等である。

(2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

重大事態が発生した旨の報告を受けた知事は、(1)の調査結果について再調査を実施できる。その場合は、その結果を議会に報告する。